

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和4年 8月29日

寝屋川市長 様



提出者

住 所 寝屋川市香里南之町10番36号

氏 名 京阪工業株式会社

代表取締役 吉田 章臣

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 072-833-0330

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	京阪工業株式会社
事業場の所在地	寝屋川市内 各現場
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	30,000万円
③ 従業員数	25人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	・解体工事 がれき類(コンクリート塊)→再生処理業者に委託して、再生砕石として再資源化 木くず→再生処理業者に委託して、チップ(合材用、燃料用)として再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	ガラスくず等（下記以外）
	排出量	43.79 t	30.58 t
	（これまでに実施した取組） （これまでに実施した取組） ・排出段階での廃棄物の抑制 ・分別排出 ・再資源化（木くず、コンクリート）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	ガラスくず等（下記以外）
	排出量	35.03 t	24.46 t
	（今後実施する予定の取組） 上記の取組の徹底化に加え下記の取組を実施予定 ・破片や粉状の廃棄物に至るまで徹底的に分別 ・分別保管しやすい環境づくりから作業員への意識づけ ・廃棄物の資源化		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・がれき類（コンクリート塊、アスファルト塊）、木くずは分別し、石綿含有産業廃棄物に関しても他の廃棄物に混入しないよう徹底して分別、管理を実施。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・上記に加え石膏ボードについても分別を実施

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

廃石膏ボード	ALC (軽量気泡コンクリート)	がれき類 (下記以外)	コンクリート破片
42.48 t	70.50 t	81.40 t	4730.43 t

②計画

廃石膏ボード	ALC (軽量気泡コンクリート)	がれき類 (下記以外)	コンクリート破片
33.98 t	56.40 t	65.12 t	3784.34 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

アスコン破片	石綿含有がれき類	蛍光灯	
188.4 t	17.76 t	0.0500 t	t

②計画

アスコン破片	石綿含有がれき類	蛍光灯	
150.72 t	14.21 t	0.04 t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	ガラスくず等（下記以外）
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施してません。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	ガラスくず等（下記以外）
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実施してません。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	ガラスくず等（下記以外）
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
（これまでに実施した取組） ・実施してません。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	ガラスくず等（下記以外）
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組） ・実施してません。			

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

廃石膏ボード	ALC（軽量気泡コンクリート）	がれき類（下記以外）	コンクリート破片
t	t	t	t

②計画

廃石膏ボード	ALC（軽量気泡コンクリート）	がれき類（下記以外）	コンクリート破片
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

廃石膏ボード	ALC（軽量気泡コンクリート）	がれき類（下記以外）	コンクリート破片
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

廃石膏ボード	ALC（軽量気泡コンクリート）	がれき類（下記以外）	コンクリート破片
t	t	t	t
t	t	t	t

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

アスコン破片	石綿含有がれき類	蛍光灯	
t	t	t	t

②計画

アスコン破片	石綿含有がれき類	蛍光灯	
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

アスコン破片	石綿含有がれき類	蛍光灯	
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

アスコン破片	石綿含有がれき類	蛍光灯	
t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	ガラスくず等（下記以外）
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施してません。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	ガラスくず等（下記以外）
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実施してません。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	ガラスくず等（下記以外）
	全処理委託量	43.79 t	30.58 t
	優良認定処理業者への処理委託量	43.79 t	30.58 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・委託契約について－チェックリストを使用して契約書の内容を確認する。契約時に処理施設を視察して写真を保管する。 ・処分会社について－定期的に現地施設、処分場の調査を行い記録する。 ・マニフェスト伝票の管理について 作業所において、月毎にマニフェスト伝票管理簿を作成し管理する。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

廃石膏ボード	ALC (軽量気泡コンクリート)	がれき類 (下記以外)	コンクリート破片
t	t	t	t

②計画

廃石膏ボード	ALC (軽量気泡コンクリート)	がれき類 (下記以外)	コンクリート破片
t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

廃石膏ボード	ALC (軽量気泡コンクリート)	がれき類 (下記以外)	コンクリート破片
42.48 t	70.50 t	81.40 t	4,730.43 t
42.48 t	70.50 t	81.40 t	4,730.43 t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

アスコン破片	石綿含有がれき類	蛍光灯	
t	t	t	t

②計画

アスコン破片	石綿含有がれき類	蛍光灯	
t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

アスコン破片	石綿含有がれき類	蛍光灯	
188.40 t	17.76 t	0.05 t	t
188.40 t	17.76 t	0.05 t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	ガラスくず等（下記以外）
	全処理委託量	35.03 t	24.46 t
	優良認定処理業者への処理委託量	35.03 t	24.46 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 廃棄物の再生利用を進める。 ・ 可能な限り優良認定処分業者から選定する。 ・ 委託先処分業者の現地確認を着工時必ず行う。		
※事務処理欄			

②計画

廃石膏ボード	ALC (軽量気泡コンクリート)	がれき類 (下記以外)	コンクリート破片
33.98 t	56.40 t	65.12 t	3784.34 t
33.98 t	56.40 t	65.12 t	3784.34 t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

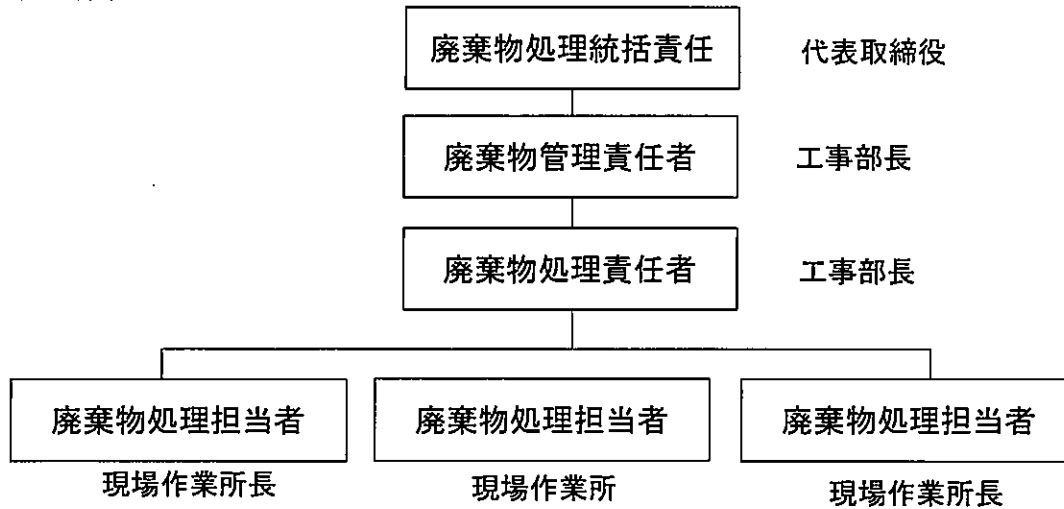
アスコン破片	石綿含有がれき類	蛍光灯	
150.72 t	14.21 t	0.04 t	t
150.72 t	14.21 t	0.04 t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は、記入しないこと。

1.管理体制図



2.管理体制(廃棄物処理に関する役割)

- | | |
|------------|---|
| 廃棄物処理統括責任者 | ・廃棄物処理方針の策定
・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認 |
| 廃棄物管理責任者 | ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
・委託契約の締結 |
| 廃棄物処理責任者 | ・廃棄物処理計画の作成
・処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理
・各作業所に対する情報提供、支援及び指導 |
| 廃棄物処担当者 | ・処理状況の確認・是正
・マニフェスト伝票の発行・回収・確認
・リサイクルの促進 |